

特定非営利活動法人ウイッシュ・プロジェクト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ウイッシュ・プロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。

(目的)

第3条 この法人は障害者、健常者の区別なく問題を抱える人に対する支援事業や交流事業を行い、地域共同体の再生に関心をもつすべての人々と、カウンセラー、ネットワークワーカー、障害者支援に取り組む人々など、ソーシャルサポートに携わるさまざまな分野の専門家が手を結ぶことで、利用者と地域社会の出会いの場を持続的に提供し、心身ともにバリアフリーな社会を実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
3. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
4. 子どもの健全育成を図る活動
5. 情報化社会の発展を図る活動
6. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
7. 社会教育の推進を図る活動
8. 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 相談事業

- ①不登校引きこもりなど人間関係や、依存症、不安症など心の問題を抱えている人への相談と支援事業。
- ②社会復帰のためのさまざまな援助を必要とする人への社会生活技能訓練と就労支援
- ③自助グループ活動支援

(2) 施設管理運営事業 (高齢者を中心とした一般市民向け公共健康福祉施設の管理運営)

(3) その他目的を達するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員を以って特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件などを定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
3. 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 代表理事は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に総会の5日前までにその旨を通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第12条 既に納入した会費は、返還しない。

(会員規定)

第13条 会員に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他理事会決議を経て、別に定める会員規定によるものとする。

第3章 役員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置き、役員は正会員を兼ねる。また役員、事務局のアドバイザーとして、役員の他に顧問を置くことができる。

- (1) 理事 3名以上11名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
2. 理事のうち1人を代表理事とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2. 代表理事は、理事による互選によって選出する。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
6. 顧問は、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。

(職務)

第16条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序に従って、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次ぎに掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる、若しくは理事会の招集を請求すること。

5. 顧問は、役員及び事務局の効率的に業務を進めるための助言等を行う。

(任期等)

第17条 役員及び顧問の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為等正当な理由があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、その旨を該当役員に総会の5日前までに通知し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

4. 顧問は、無報酬とする。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬額

(6) 会費の額

(7) 解散における残余財産の帰属先

(8) その他理事会が総会に付すべきと決議した運営に関する事項

2. 総会は、以下の事項について報告を受ける。

(1) 各事業年度の組織体制図

(2) 各事業年度の計画と予算

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第16条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファクシミリ、電磁的方法をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会での議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又はファクシミリ、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとし、1人一票とする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又はファクシミリ、電磁的方法・即時性と双方向性の確保されたウェブ会議をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面・ファクシミリ・電磁的記録・即時性と双方向性の確保されたウェブ会議での表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又はファクシミリ、電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(法人と理事との間の取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 当法人との取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により監事からの招集請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファクシミリ・電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又はファクシミリ、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権など)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとし、1人一票とする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又はファクシミリ、電磁的方法・即時性と双方向性の確保されたウェブ会議をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面・ファクシミリ・電磁的記録・即時性と双方向性の確保されたウェブ会議での表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名、押印しなければならない。

3. 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又はファクシミリ、電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日及び理事総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経て総会で報告しなければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 告知の方法

(広告の方法)

第56条 この法人の告知は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、総会の報告を経て、理事会がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	村 上 朋 子
理事	中 山 道 代
理事	河 野 広 美
監事	名 古 屋 眞 澄
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人設立の日から平成17年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算書は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 個人 5,000円 団体 15,000円
 - (2) 賛助会員 個人1口 5,000円 (1口以上) 団体1口 15,000円 (1口以上)

付則

- 2009年4月2日 (主たる事務所の移転)
2010年10月29日 (事業の種類の変更)
2012年5月10日 (賛助会費変更)
2012年7月13日 (主たる事務所の移転)
2013年7月26日 (主たる事務所の表記の変更)
2017年10月29日 (主たる事務所の移転)
2018年3月1日 (主たる事務所の移転)
- この定款は、2020年12月8日から施行する。(定款変更)